

選 択 約 款

(家庭用温水システム契約)

令和元年10月1日実施

酒田天然瓦斯株式会社

目 次

1. 目 的
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結
6. 使用量の算定
7. 料 金
8. 単位料金の調整
9. 精算
10. 設置確認
11. その他

付 則

1. この選択約款の実施の期日
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置
3. この選択約款の掲示

別 表

1. 適用区分
2. 料金及の算定方法
3. 料金表A
4. 料金表B
5. 料金表C

1. 目 的

この選択約款は、家庭用温水システム機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容を使用者に通知の上、使用者との需給契約の内容を変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

- (1)「家庭用温水システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により、設置した放熱器に温水を供給して暖房・融雪等を行うシステムをいいます。なお、浴室暖房乾燥機は対象外といたします。
- (2)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (5)「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、家庭用温水システムを次のいずれかの条件で使用し、使用者がこの選択約款による契約を希望する場合に適用いたします。

- ① 専用住宅で使用する。
- ② 一需要場所におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する。

5. 契約の締結

- (1) 使用者は、この選択約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により使用申込みをしていただきます。
- (2) 前項による申込書を当社において承諾した時点をもって契約の成立といたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにこの選択約款の契約が成立した場合は、原則として契約成立後の最初のガス小売供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」という。）の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。

- ②新たにこの選択約款に基づき契約した場合は、契約期間は、契約開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- ③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((5)において同じ)。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款(ガス小売供給約款に定める料金を除きます。)への変更を申込みされた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、使用者がこの選択約款または当社との他の契約の料金をそれぞれの約款で規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申込みを承諾できないことがあります。
- (7) 使用者は、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金(税抜)＋0.086円×原料価格変動額／100円

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金(税抜)－0.086円×原料価格変動額／100円

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

42,680円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9964 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0039$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 精算

この選択約款を契約して使用されているお客様で、4の適用条件を満たさずにガスを使用の場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める遅収料金(税込)とすでにお支払いいただいた料金(税込)との差額を徴収いたします。

10. 設置確認

- (1) 当社は、家庭用温水システムの設置の有無等、4の適用条件がみたされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。立ち入りを承諾いただけない場合は、当社はこの選択約款の申込みを承諾しない、又はこの選択約款を解約して一般供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用温水システムを取り外した場合は、すみやかにその旨を当社に連絡していただきます。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施の期日

令和元年10月1日から実地いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払い義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用します。
料金表B 使用量が20立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用します。
料金表C 使用量が60立方メートルを超える場合に適用します。

2. 料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表 A

(1) 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	799.70 円 (税込)
	727.00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	231.2420 円 (税込)
	210.2200 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 B

(1) 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	1,221.00 円 (税込)
	1,110.00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	210.1770 円 (税込)
	191.0700 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	7,107.10 円 (税込)
	6,461.00 円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	112.0680 円 (税込)
	101.8800 円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。